

福祉

戦没者等のご遺族の皆さまへ
特別弔慰金が支給されます

福祉課 内線326

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏名が同じである①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

4. 上記3以外の①父母 ②孫

③祖父母 ④兄弟姉妹

5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族
※詳細については、福祉課へお問い合わせください

講座

手作りのそばで年越しを
年越しそば講習会

農務課 内線332

年越しそばを自分で打ってみませんか。

◇とき 12月23日(祝)・24日(土)

午前部 10時～正午
午後部 1時～3時



◇ところ みのかも健康の森

◇定員 各日午前・午後部 各8人(先着順)

◇受講料 1,580円

※受講料は3人分の材料費

◇申込み 12月19日(月)までに

直接または電話でみのかも健康の森(電話29・1108)へ

麻しんと風しんの予防接種の

平成18年
4月1日
から

接種方法と対象年齢

が変わります

	現行	改正後(平成18年4月1日以降)
接種方法	麻しんワクチンおよび風しんワクチンを1回ずつ	麻しん風しん混合ワクチンを2回(第1期、第2期に1回ずつ)
対象年齢	生後12カ月児～90カ月未満児	<ul style="list-style-type: none"> ■第1期(生後12カ月児～24カ月未満児) ■第2期(5歳以上7歳未満で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する前日までの間にある子)

※お子さんが現行の麻しんと風しんの予防接種の対象年齢(生後12カ月児～90カ月未満児)に該当し、まだ麻しん、風しんワクチンの両方またはどちらか一方を接種していない場合で接種を希望される人は、平成18年3月31日(金)までに接種を受けてください

※接種は指定医療機関で行いますが、事前に申し込みが必要です。接種を希望される場合は、母子健康手帳を持って早めに健康課(保健センター)で申し込みください(申し込んでから接種まで日にちがかかる場合があります)

健康課 内線389

- ◆市役所 25・2111 8:30～17:00
- ◆中央公民館 25・4141 8:30～21:30
- ※日・祝日は17:00まで
- ◆保健センター 25・4145 8:30～17:00
- ◆中央図書館 25・7316 10:00～18:00
- ※土・日・祝日は17:00まで
- ◆東図書館 26・3001 10:00～18:00
- ※土・日・祝日は17:00まで
- ◆総合福祉会館 28・6111 9:00～16:30
- ◆プラザちゅうたい 26・3241 8:30～21:30
- ※日・祝日は17:00まで
- ◆文化会館 25・1108 9:00～22:00
- ◆みのかも文化の森 28・1110 9:00～22:00